

## 引き上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月1日より、消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、引き上げ分の地方消費税については、その用途を明確化し、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度勝浦町の決算における、充当額については以下のとおりです。

(歳入)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	39,045 千円
(歳出)・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費	965,241 千円

### 【地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策の経費】

(単位:千円)

区 分	経 費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	内、引き上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の地方消費税交付金)		
社会福祉	社会福祉費	25,254	4,909	6	20,339	1,290
	障害福祉費	146,881	94,763	1,050	51,068	3,240
	老人福祉費	28,085	720	6,313	21,052	1,335
	児童福祉費	271,276	167,755	27,157	76,364	4,844
社会保険	国民健康保険事業	35,928	20,303	0	15,625	991
	後期高齢者医療事業	138,241	24,044	0	114,197	7,244
	介護保険事業	126,553	1,415	0	125,138	7,938
保健衛生	保健衛生費	167,186	586	116	166,484	10,561
	健康増進事業費	20,995	542	78	20,375	1,293
	母子衛生費	4,842	0	0	4,842	307
合計		965,241	315,037	34,720	615,484	39,045

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分しています。